

第四三回

参第三〇号

スーパーマーケット法（案）

（目的）

第一条 この法律は、スーパーマーケット業の事業活動を調整することにより、中小小売商業の事業活動の機会を確保し、小売商業の正常な発達を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律で「セルフサービス方式」とは、商品を顧客に自ら手にとつて選ばせ、その店舗に備え付けられたかご、袋、車等を用いて集めさせ、及びその代金を一括して特定の場所で支払わせる販売方法をいう。

2 この法律で「スーパーマーケット業」とは、同一の店舗において、政令の定めるところにより、一般消費者が、通常、生活の用に供する食料品類、衣料品類その他の種類に属する物品を多品目にわたり、セルフサービス方式により販売する小売業であつて、これを営むための店舗のうちに、同一の店舗で床面積の合計が二百平方メートル以上のものを含むもの（百貨店法（昭和三十一年法律第百十六号）第二条に規定する百貨店業であるものを除く。）をいう。

3 同一の建物において二以上の小売業者が相互に連携して営業を営む場合において、セルフサービス方式により販売する物品及び当該販売の用に供せられる床面積が相合して前項の規定による物品の種類及び品目並びに床面積に該当するときは、政令の定めるところにより、各小売業者の営む小売業をそれぞれスーパーマーケット業とみなす。

（営業の許可）

第三条 スーパーマーケット業を営もうとする者は、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

（許可の申請）

第四条 前条の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所
- 二 店舗の所在地及び床面積
- 三 店舗において販売する物品の種類及び品目

2 前項の申請書には、店舗の図面その他通商産業省令で定める書類を添附しなければならない。

（許可の基準等）

第五条 通商産業大臣は、第三条の許可の申請があつた場合において、そのスーパーマーケット業の事業活動が中小小売商業の事業活動に影響を及ぼし、中小小売商の利益を著しく害するおそれがあると認めるときは、同条の許可をしてはならない。

2 通商産業大臣は、第三条の許可に関する処分をしようとするときは、百貨店等審議会の意見をきかなければならない。

3 百貨店等審議会は、前項の場合においてその意見を定めようとするときは、そのスーパーマーケット業を営むための店舗の所在地がその地区内にある商工会議所の意見並びに通商産業省令の定めるところにより申出をした利害関係のある中小小売商又はその団体及び参考人の意見をきかなければならない。

(店舗の新設等の許可)

第六条 第三条の許可を受けた者及び同条の許可を受けたものとみなされた者(以下「スーパーマーケット業者」という。)は、スーパーマーケット業を営むための店舗を新設し、又はその床面積を増加しようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の場合には、前二条の規定を準用する。この場合において、第四条中「店舗」とあるのは、「新設又は床面積の増加に係る店舗」と読み替えるものとする。

(承継)

第七条 スーパーマーケット業者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、これらの者が百貨店法第二条に規定する百貨店業を営む者である場合を除き、スーパーマーケット業者の地位を承継する。

2 スーパーマーケット業者たる法人とスーパーマーケット業者たる他の法人との合併は、通商産業省令で定める手続に従い、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 前項の場合には、第五条の規定を準用する。

(特定の営業方法の許可)

第八条 スーパーマーケット業者は、第二条第二項の規定による種類及び品目に属する物品のセルフサービス方式による販売につき、次の各号の一に掲げる営業方法を採用しようとするときは、その内容及び実施期間につき、通商産業省令で定める手続に従い、通商産業大臣の許可を受けなければならない。その内容又は実施期間を変更しようとするときも、また同様とする。

- 一 特定顧客に対する限定展示即売
- 二 製造業者の即売のための売場提供
- 三 他人の委託を受けて行なう販売
- 四 自己の店舗以外の場所で行なう販売

2 スーパーマーケット業者は、前項の許可を受けた営業方法に関し、当該許可を受けた内容又は実施期間(第十条第二項の規定による変更命令があつた場合は、当該命令に従つて変更された内容又は実施期間)と異なる内容又は実施期間の行為をしてはならない。

3 第一項の場合には、第五条の規定を準用する。

4 スーパーマーケット業者は、第一項の許可を受けた営業方法を廃止したときは、通商産業省令で定める手続に従い、通商産業大臣に届け出なければならない。

(勧告)

第九条 通商産業大臣は、スーパーマーケット業者の景品付販売、顧客の送迎その他の営業に関する行為がそのスーパーマーケット業の事業活動を通じて中小小売商業の事業活動に影響を及ぼすおそれがある場合において、中小小売商業の維持育成を図り、小売商業の健全な発達に寄与するため特に必要があると認めるときは、そのスーパーマーケット業者に対し、その行為をしないように勧告することができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定による勧告をしたときは、その旨を公表しなければならない。

(許可の取消し等)

第十条 通商産業大臣は、スーパーマーケット業者が第六条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けないでしたときは、第三条の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 通商産業大臣は、第八条第一項の許可をした後において当該許可をした営業方法が中小小売商業の事業活動に対し著しく悪影響を及ぼすに至つたと認めるときは、当該営業方法を変更すべきことを命じ、又は当該営業方法の許可を取り消すことができる。

3 通商産業大臣は、前項の規定による変更命令又は許可の取消しをしようとするときは、百貨店等審議会の意見をきかなければならない。

(店舗に関する制限)

第十一条 国、地方公共団体、日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社、日本住宅公団、首都高速道路公団及び阪神高速道路公団は、その所有する土地又は施設をスーパーマーケット業を営むための店舗に使用させてはならない。

(経過措置)

第十二条 第二条第二項又は第三項の政令が制定され又は改正されたことにより、スーパーマーケット業を営むこととなり、又は店舗を新設し、若しくは床面積を増加することとなる者は、そのなつた時に、通商産業大臣から第三条又は第六条第一項の許可を受けたものとみなす。

2 前項の規定により第三条又は第六条第一項の許可を受けたものとみなされた者は、その許可を受けたものとみなされた時から起算して一月以内に、第四条第一項各号(第六条第二項において準用する場合を含む。)に掲げる事項を記載した届出書を通商産業大臣に提出しなければならない。

3 前項の届出書には、店舗(店舗を新設し、又は床面積を増加することとなる場合は、新設又は床面積の増加に係る店舗)の図面その他通商産業省令で定める書類を添附しなければならない。

第十三条 第二条第二項又は第三項の政令が制定され又は改正されたことにより、第八条第一項の規定により許可を受けるべき営業方法を採用していることとなつたスーパーマーケット業者は、同項の規定にかかわらず、その採用していることとなつた時以後二月を限り、当該営業方法を引き続き採用することができる。

第十四条 国、地方公共団体、日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社、日本住宅公団、首都高速道路公団及び阪神高速道路公団がその所有する土地又は施設を、第十二条第一項の規定により第三条又は第六条第一項の許可を受けたものとみなされる者のスーパーマーケット業を営むための店舗に、その許可を受けたものとみなされた時に、使用させている場合には、その使用については、第十一条の規定は、適用しない。

第十五条 前三条に定めるもののほか、第二条第二項又は第三項の政令が制定され又は改正された場合における必要な経過措置は、政令で定める。

(公正取引委員会との関係)

第十六条 通商産業大臣は、第八条第一項の許可又は第十条第二項の規定による変更命令をしようとするときは、あらかじめ、公正取引委員会に協議しなければならない。

2 通商産業大臣は、第十条第二項の規定により許可の取消しをしたときは、公正取引委員会に通知しなければならない。

3 第八条第一項の規定は、その規定により通商産業大臣の許可を受けた営業方法(第十条第二項の規定による変更命令があつた場合は、当該命令に従つて変更された営業方法)に基づいて行なう行為について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定の適用を妨げるものと解してはならない。

(報告徴収及び立入検査)

第十七条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、スーパーマーケット業を営む者に対し、その営業に関し必要な事項の報告を求め、又はその職員に、その店舗、事業所若しくは事務所に立ち入り、業務の状況、帳簿書類、設備若しくは商品を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(聴聞)

第十八条 通商産業大臣は、第十条第一項の規定による処分をしようとするときは、その処分に係るスーパーマーケット業者に対し、相当な期間において予告をした上、公開による聴聞を行なわなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、その処分に係るスーパーマーケット業者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(異議申立ての手續における聴聞)

第十九条 この法律の規定による処分についての異議申立てに対する決定は、前条の例に

より公開による聴聞をした後にしなければならない。

(権限の委任)

第二十条 この法律に規定する通商産業大臣の権限の一部は、政令の定めるところにより、都道府県知事に委任することができる。

2 前項の規定による委任に基づいて都道府県知事がした処分につき、通商産業大臣に対して審議請求があつた場合には、前条の規定を準用する。

(都道府県スーパーマーケット審議会)

第二十一条 都道府県は、前条第一項の規定により通商産業大臣の権限の一部が都道府県知事に委任されたときは、当該委任に係るこの法律の施行に関する重要事項を調査審議させるため、都道府県スーパーマーケット審議会を置くものとする。

2 都道府県知事が前条第一項の規定による委任に基づき第三条、第六条第一項、第七条第二項若しくは第八条第一項の許可若しくは認可に関する処分又は第十条第二項の規定による処分をしようとするときは、都道府県スーパーマーケット審議会の意見をきかなければならない。

3 前項の場合(第十条第二項の規定による処分をしようとするときを除く。)には、第五条第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「通商産業省令」とあるのは、「規則」と読み替えるものとする。

第二十二条 前条に定めるもののほか、都道府県スーパーマーケット審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、百貨店等審議会に準じて都道府県知事が定める。

(罰則)

第二十三条 次の各号の一に該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条の許可を受けないでスーパーマーケット業を営んだ者
- 二 第十条第一項の規定による営業の停止の命令に違反した者

第二十四条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第六条第一項の許可を受けないで店舗を新設し、又はその床面積を増加した者
- 二 第八条第一項の規定に違反して営業方法を採用し、又は同条第二項の規定に違反した者
- 三 第十条第二項の規定による変更命令に違反した者

第二十五条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の際現にスーパーマーケット業を営んでいる者は、第三条の許可を受けたものとみなす。

3 前項の規定により第三条の許可を受けたものとみなされた者は、この法律施行の日から一月以内に、第四条第一項各号に掲げる事項を記載した届出書に同条第二項に規定する書類を添附して、通商産業大臣に提出しなければならない。

4 前項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の罰金に処する。

5 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

6 附則第二項の規定により第三条の許可を受けたものとみなされることとなる者であつて、第八条第一項の規定により許可を受けるべき営業方法をこの法律施行の際現に採用しているものは、同項の規定にかかわらず、この法律施行後二月を限り、当該営業方法を引き続き採用することができる。

7 この法律施行の際現に国、地方公共団体、日本専売公社、日本国有鉄道、日本電信電話公社、日本住宅公団、首都高速道路公団及び阪神高速道路公団がその所有する土地又は施設を、附則第二項の規定により第三条の許可を受けたものとみなされることとなる者のスーパーマーケット業を営むための店舗に使用させている場合には、その使用については、第十一条の規定は、適用しない。

(百貨店法の一部改正)

8 百貨店法の一部を次のように改正する。

第五条第三項及び第四項、第十条第三項、第三章の章名、第十一条並びに第十二条第一項中「百貨店審議会」を「百貨店等審議会」に改める。

第七条の二第一項に次の一号を加える。

七 スーパーマーケット法(昭和三十八年法律第 号)第二条第一項に規定するセルフサービス方式による同条第二項の規定による多品目の物品の販売

第十二条第一項及び第二項中「百貨店業」を「百貨店業及びスーパーマーケット業」に改め、同条第一項中「この法律」を「この法律及びスーパーマーケット法」に改める。

9 この法律施行の際現に前項の規定による改正後の百貨店法第七条の二第一項第七号の営業方法を採用している百貨店業者は、同条同項の規定にかかわらず、この法律施行後二月を限り、当該営業方法を引き続き採用することができる。

10 従前の百貨店審議会及びその委員は、百貨店等審議会及びその委員となり、同一性を

もつて存続するものとする。

(商業調整法の一部改正)

- 11 商業調整法（昭和三十四年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。
第十七条中「百貨店業者」の下に「又はスーパーマーケット法（昭和三十八年法律第
号）第六条第一項に規定するスーパーマーケット業者」を加える。

(通商産業省設置法の一部改正)

- 12 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。
第四条第一項第三十号中「百貨店業」を「百貨店業及びスーパーマーケット業」に改
める。
第九条第五号の二中「百貨店業」を「百貨店業及びスーパーマーケット業」に改める。
第二十五条第一項の表のうち百貨店審議会の項中「百貨店審議会」を「百貨店等審議
会」に、「百貨店」を「百貨店業及びスーパーマーケット業」に改める。

理 由

中小小売商業の事業活動の機会を確保し、小売商業の正常な発達を図り、もつて国民経済の健全な進展に資するように、スーパーマーケット業の事業活動を調整する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。